

サテライトオフィス等誘致促進事業補助金について

1 趣 旨

情報サービス業等の企業を誘致し、市内の産業の活性化及び雇用機会の拡大を図るため、事業者のサテライトオフィス開設等に係る経費の一部を助成する補助制度を整備します。

2 補助制度の概要(案)

(1) 補助対象条件

- ア 市内でサテライトオフィス等を開設し、情報サービス業等の事業を開業する者
- イ サテライトオフィス等の開設に伴い、新規に雇用常用労働者を1人以上雇用する者(補助対象事業の実施に伴って、既存雇用者の内、市外から新たに転入する者を含む。)
- ウ サテライトオフィス等の開設後、3年以上は事業が継続されること。
- エ サテライトオフィス等には、常時勤務する者が配置されること。

(2) 補助対象経費

- ア 建物改修費
市内の空き公共施設、空き家、空き店舗等の建物を改修した経費の2分の1(200万円を上限に1回限り)
- イ 設備費
開業に伴う備品及び機器設備等に係る経費の2分の1(100万円を上限に1回限り)
- ウ 賃貸借費及び通信費
家賃、車両のリース料及び通信回線使用料等の2分の1(各年度100万円を上限に3年間)

(3) 施行開始予定日

補正予算議決の日の翌日から

3 広島県及び他市の助成制度

広島県のオフィス誘致助成制度

区 分	助成対象	対象地域	対象者の条件	助 成 率	限 度 額
地域活力創出型オフィス誘致促進助成	賃料・使用料	県内全域	○情報サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター業(特例措置あり) ○市町が同種の助成をする場合 ○新規雇用常用労働者3人以上	○オフィス賃料×市町と同率・同期間 ○通信回線使用料×市町と同率・同期間	市町と同額

(参考)3市抜粋

市 町	条 件	助成制度			備 考
		建物改修	設備費	事務所賃借料及び通信回線使用料	
安 芸 高 田 市	・情報サービス業 ・新規雇用3人以上 ※既存雇用者でも安芸高田市転入者は雇用とカウント	掛かった経費の1/2(1回限り) 100万円限度	掛かった経費の1/2(1回限り) 200万円限度	事務所賃料及び通信回線使用料の1/2(3年間) 各年度50万円限度	
東 広 島 市	・情報サービス業 ・新規雇用1人以上 ※既存雇用者でも東広島市転入者は雇用とカウント	建物改修費及び設備費※初年度のみ 事務所賃料、通信回線使用料、システム保守費等 上記経費の30%または500万円のいずれか低い方(3年間)			
尾 道 市	・情報サービス業 ・常時雇用する市内在住の従業員3人以上(内2人以上は新規雇用)			・事務所賃借料の1/2(3年間) 各年度100万円限度 ・通信回線使用料の1/2(3年間) 各年度200万円限度	市内在住の新規常用雇用労働者に対する雇用奨励有り 1人30万円(3,000万円限度) ※中小企業5人以上の場合